

## 特定保健指導・保健指導 よくある質問（FAQ）

Q1 特定保健指導とは？

A1 「高齢者の医療の確保に関する法律」(2008年4月施行)に基づき、40歳以上75歳未満の共済組合員のうち、健康診断または人間ドックの結果が「積極的支援レベル」・「動機付け支援レベル」と判断された方へ保険者(神戸市職員共済組合)が実施するものです。

Q2 保健指導室(新クレセントビル7階)でオンライン個別面談を受けたいが、予約はどのようにすれば良いですか。

A2 別紙「保健指導室の予約方法マニュアル」をご確認ください。

Q3 面談場所への移動に伴う旅費は請求できますか。

A3 「職務」ではないため、旅費は請求できません。

Q4 ICT(事務処理用 PC・スマホ・タブレット等)端末を持っていないが、特定保健指導を受けることは可能ですか。

A4 可能です。保健指導室(新クレセントビル7階)での面談時のみ、タブレットの貸し出しを行いますので、事前に共済組合([kenshin@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kenshin@office.city.kobe.lg.jp))まで貸し出し希望の旨ご連絡ください。

Q5 特定保健指導に係る時間のサービスの取り扱いはどうなりますか。

A5 交通局職員以外の職員については「職務に専念する義務」が免除されます。  
交通局職員については「職務に専念する義務」の免除はありません。

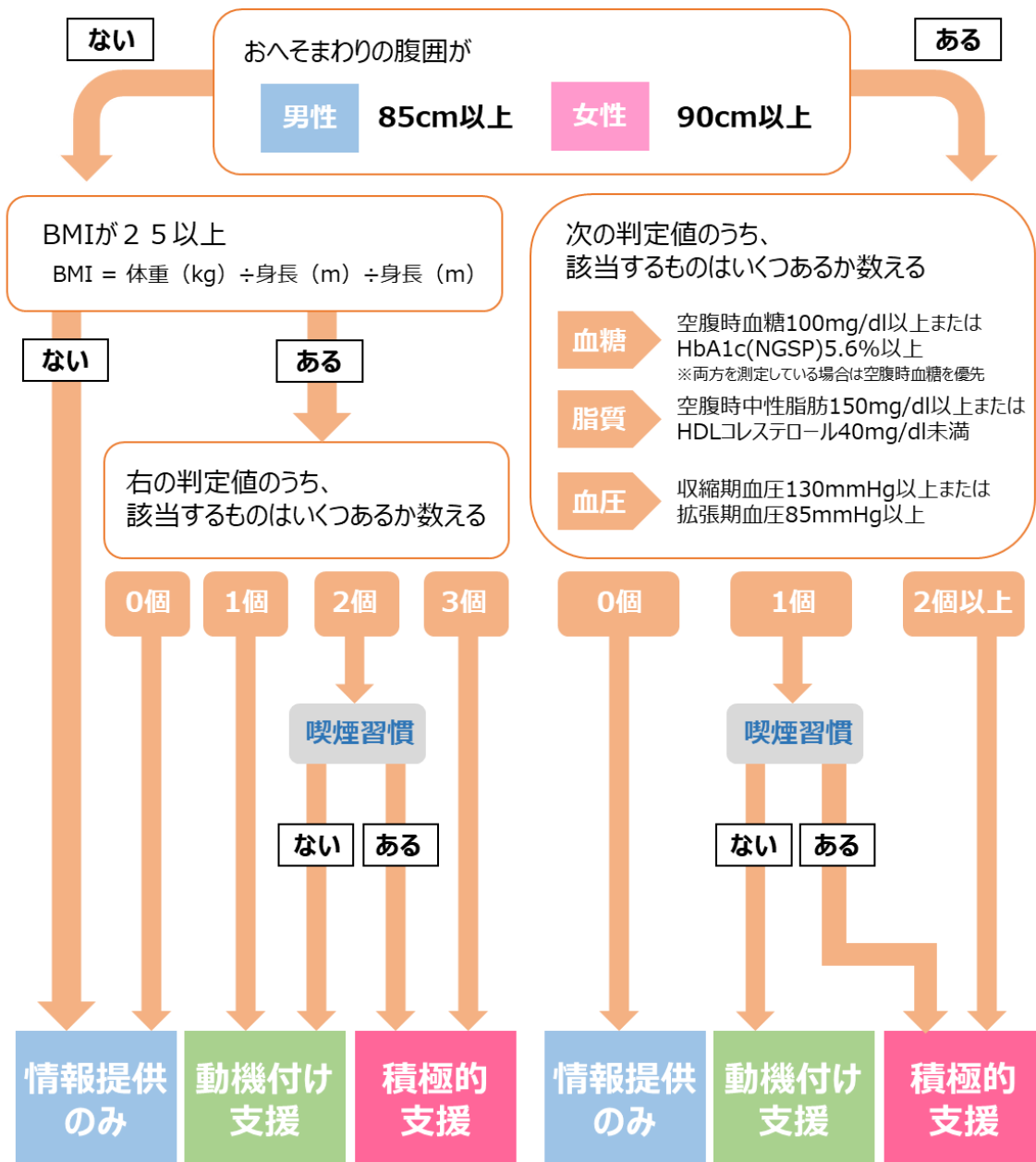
Q6 特定保健指導はどのような内容ですか。

A6 支援形態により内容が異なります(下記参照)。

		3か月オンライン個別支援	
		積極的支援	動機付け支援
初回面談	目標を設定し、モチベーションUP	50分 1対1のTeams面談	50分 1対1のTeams面談
中間面談	状況確認やフォローアップ	20分×2回 1対1のTeams面談	20分×1回 1対1のTeams面談
メール・チャット支援	目標達成への支援と評価を行う	2回	1回
情報提供	食事指導やトレーニング動画配信	7回	5回
chocoZAP	24時間使えるジムを活用	4か月chocoZAPに通い放題	4か月chocoZAPに通い放題

Q7 特定保健指導の対象者はどのような基準になりますか。

A7 以下のとおりです。



※糖尿病、高血圧、脂質異常症の薬剤治療をされている方は、特定保健指導の対象になりません。  
※65歳以上75歳未満(実施年度中の年齢)の方は、積極的支援対象となった場合でも動機付け支援とします。

Q8 メタボリックシンドロームに「該当しない」と判定されたのに、特定保健指導の対象となりました。

A8 特定保健指導の判定基準は、メタボリックシンドロームの判定基準より厳しくなっています。また喫煙歴も条件に含みますので、職員定期健康診断でメタボリックシンドロームと判定されなかった方も特定保健指導の対象となる場合があります。